#### 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者等の就労の機会を拡大し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として行う雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「重度障害者等就労支援特別事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 重度障害者等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかについて、本市による法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者をいう。
  - (2) 指定事業者 法第36条第1項の規定により,第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかの障害福祉サービス事業者の指定を受けている者をいう。
  - (3) 指定特定相談支援事業者 法第51条の20第1項の規定により、法第5条第18項の特定相談支援事業者の指定を受けている者をいう。
  - (4) 重度障害者等就労支援 次のア及びイに掲げる支援をいう。
    - ア 民間企業 (障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第49条第1項の規定による助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。) が重度 障害者等を雇用するに当たり、同項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用の継続に支障が残る場合に必要な喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び雇用後4か月目以後の通勤における支援等
    - イ 重度障害者等が自営業者等として働く場合に必要となる通勤及び職場等における 支援
  - (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援に当たって、支援の対象となる範囲を明確にするため、民間企業が重度障害者等及び指定事業者と連携して作成する計画書をいう。
  - (6) 支援計画書作成支援 重度障害者等と契約を締結している指定特定相談支援事業者 が、前号に定める支援計画書を作成することをいう。

(対象者)

第3条 重度障害者等就労支援特別事業の対象者は、重度障害者等であって、本市内に居住地を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの(週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できた場合を含む。)。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。
- (2) 自営業者等(前号に規定する対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等がされる者その他これに準ずる者以外のものをいう。)であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。

(事業の実施)

- 第4条 重度障害者等就労支援特別事業における重度障害者等就労支援及び支援計画書作成支援は、指定事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定事業者等」という。) が実施する。
  - (1) 指定事業者等は、予め、重度障害者等と重度障害者等就労支援及び支援計画書作成支援の提供に係る契約を締結するものとする。
  - (2) 重度障害者等就労支援の提供に係る時間は、1日当たり8時間以内、週40時間以内を基本とし、利用者ごとに必要な時間を市長が決定する。

(支援の対象範囲)

- 第5条 重度障害者等就労支援の対象となる支援の範囲は、次の各号に定める支援とする。
  - (1) 民間企業に雇用される者 通勤、職場等における支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示523号。以下「報酬告示」という。)別表の第2の1イに規定する通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出に該当し、同表の第2の1に規定する重度訪問介護サービス費の支給対象とならないものをいう。)であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金(以下「助成金」という。)を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分及び時間
  - (2) 自営業者等 通勤、職場等における支援の部分及び時間 (申請及び支給決定)
- 第6条 重度障害者等就労支援特別事業を利用しようとする者は、上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給(変更)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、第3条第2号の対象者のうち、サービス等利用計画等により申請者の利用状況等が確認できるものについて

- は、支援計画書の添付を省略することができる。
- (1) 雇用計画書の写し(被雇用者に限る。)
- (2) 支援計画書
- (3) 自営業であることを証する書類(自営業者に限る。)
- (4) サービス等利用計画書の写し
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、重度障害者等就労支援特別 事業費の支給の可否を決定し、上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特 別事業費支給決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 重度障害者等就労支援特別事業の支給決定の有効期間は、第1項による支給決定日から当該日の属する年度の末日までとする。

(支給決定の変更)

- 第7条 重度障害者等は、支給決定内容に変更が生じたときは、上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給(変更)申請書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請により、支給決定の内容について変更の必要があると認めるときは、支給決定の変更に係る決定を行うことができる。この場合において、市長は、申請者に対し、上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給変更決定通知書(様式第3号)により、変更の内容を通知するものとする。

(支給決定の取り消し)

- 第8条 市長は、支給決定を受けたものが、次のいずれかに該当するときは、当該支給決 定を取り消すことができる。
  - (1) 死亡したとき
  - (2) 市外に転出したとき
  - (3) 第3条に規定する対象者でなくなったとき
  - (4) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき
- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給決定取消通知書(様式第4号)により、支給 決定者に通知するものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費)

第9条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる費用は、別表に定める支援提供時間に応じたサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一定の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)を乗じ、得た額(1円未満切り捨て)とする。

(利用者負担額)

第10条 重度障害者等就労支援特別事業の提供を受けた重度障害者等が負担する額(以下「利用者負担額」という。)は、前条の規定に基づき算定した額の100分の10に相当する額とする。ただし、重度障害者等就労支援特別事業の内容が支援計画書作成支援で

あるときは、利用者負担は要しない。

- 2 利用者負担額は、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている利用者負担上限月額と同額とし、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における利用者負担額は、 当該利用者負担上限月額とする。
- 3 本事業における利用者負担額と重度訪問介護等の利用者負担額との合算額が利用者負担 担上限月額を超える場合は、当該超過額を利用者負担額から差し引くものとする。
- 4 指定事業者等は、前項の規定により重度障害者等から利用者負担額の支払を受けたと きは、当該利用者へ領収書を交付するものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費の請求)

- 第11条 重度障害者等は、重度障害者等就労支援特別事業費の支給を受けようとすると きは、指定事業者等に当該事業費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。
- 2 前項の規定により委任を受けた指定事業者等は、重度障害者等就労支援特別事業が行われた日の属する月の翌月10日までに上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費請求書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に請求するものとする。ただし、重度障害者等就労支援特別事業の内容が支援計画書作成支援であるときは、第2号に掲げる書類については、添付を要しない。
  - (1) 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費明細書(様式第6号)
  - (2) 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票の写し(様式第7号)

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定事業者等から第11条による請求が行われた日の属する月の翌月末日までに、指定事業者等に重度障害者等就労支援特別事業費を支払うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

#### 別表

	重度障害者等が支給 決定を受けている 障害福祉サービス	重度障害者等就労支援費
重度障害者等就労支援	重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成19年厚生省告示第523号)(以下、「報酬告示」という)別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位
支援	同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の 単位
	行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の 単位

注 当該重度障害者等が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位 数の大きい障害福祉サービスを優先する。

支援計画書作成支援

## 支援計画書作成支援費

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生省告示第125号)別表1のイに規定するサービス利用支援費(I)の単位

## 様式第1号(第6条関係)

上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給(変更)申請書

## 上田市長

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

								申請	年月日	年	月	日
申請	フリガナ 氏名						生年 月日	图	3和·平成 年	月	目	
者	住所	Ŧ				電	話番号	·				
ß	受給中の 掌害福祉サービス	重度	訪問介	護/	同行援	護/	行動援護	1996)	受給者	証番号	·(10 桁)	
7	支給決定期間		年 年	月 月	日か 日ま		利用者上限				円	
	障害支援区分	区分	1	2	3	4	5	6				
	支援を受ける ・定の)事業者						(住所)	<b>等号</b> )				
支	援計画書作成	作成支	援の希	望	有/	無						
3	支援について	相談支	援事業	绪(							)	
	就業形態	被雇用	/	自営業	等							
希	望する支援の内容											
	備考											

#### 同意書

私は、この申請に係る事務を行うため、私の世帯の税務情報及び個人情報の閲覧について同意します。

年 月 日 申請者氏名

第号年月日

様

上田市長印

## 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給決定(却下)通知書

年 月 日に申請のありました上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費について、次のとおり決定したので通知します。

決定の可否		可			否		
支給(却下)決定者氏名							
支給決定日	年	月	日				
支給決定期間	年	月	日から	年	月	日まで	
理由(却下の場合)							
利用者負担上限月額							
備考							

 第
 号

 年
 月

 日

様

上田市長 印

## 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費について、次のとおり決定したので通知します。

	I					
変更決定者氏名						
変更日		年	月	日		
変更内容						
備考						

 第
 号

 年
 月

 日

様

上田市長印

# 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給決定取消通知書

上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

受給者氏名					
取消日	年	月	日		
取消理由					
備考					

# 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費請求書

上田市長 様					年	月	日
			所在地 事業所名 代表者名			印	
次のとおり、令和	年	月分を請求します	-0				
	請求額	in.		円			
		(内訳については、	別紙明細書のとおり)				
振込口座							
金融機関名							
支店名							
預金種別		1. 普通 2.	当座				
口座番号							
フリガナ							
□ □ 応名義人							

#### 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費 明細書

月分

令和

重度訪問介護等の 受給者証番号				請		事業所番号					
氏 名				求事業	事	事業者及び その事業所					
				者	ž	の名称					

	0	
利用者負担上限月額	(1)	

	サービス内容	単位	回数	合計単位	摘要
給					
付					
費					
明細					
欄					

	サービス利用日数	日
	合計単位	単位
請求	総費用額	円
額	利用者負担額②	円
集	上限月額調整(①②の内少ない数)	円
計欄	上限額管理後利用者負担額	円
Ilhia	決定利用者負担額	円
	上田市請求額	円

年 月分

## 上田市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 サービス提供実績記録票

重度訪問介護等の	氏名	事業所番号
受 給 者 証 番 号		
決定支給量	時間サービス種別	事業者及び その事業所 の 名 称

					1**	v⊟ 481.	_	
日付	曜日	サービス 提供状況	サービス 開始時間	提供時間 	算定時間数	算定時間累計	派遣人数	利用者確認欄
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:		
			:	:	:	:	1	
			:	:	:	:		
			:	:	:	:	1	
			:	:	:	:		
			:	:	:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			:	:	:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			:	:	:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			:	· :	:	· :		
		-1.						$\vdash$
	合	計				:		

	枚中		枚目
--	----	--	----